SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

学校教育と社会における性的マイノリティに関する言説研究：1990年以降の教育メディアと新聞記事の記述分析

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2013-06-18
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 松尾, 由希子
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007360

学校教育と社会における性的マイノリティに関する言説研究

—1990年以降の教育メディアと新聞記事の記述分析—

松尾 由希子（静岡大学 大学教育センター）

はじめに

本稿の目的は、性的マイノリティが学校教育と社会でどのようにとりあげられてきたのか、という学校教育と社会の相関関係について検討することにある。課題を明らかにするために、教育メディアと新聞記事を題材として用いる。本稿において、教育メディアとは、教科書と『学習指導要領解説』と文部科学省から出された通知をさす。国家や教育制度の段階で決定した内容が学習指導要領に示され、学習指導要領をもとに教科書が作成される。教科書は学校教育法によって、全ての学校種で使用するように義務づけられている。学習指導要領や教科書は、一般的にカリキュラム[1)]と称されるものである。新聞記事は、社会の状況を示すものとして用いる。教科書の記述内容に関して、鶴田敦子氏が「検定教科書は国家の政策や政争の力関係が反映するもの」[2)]と述べるように、政治が学校教育に与える影響は大きい。そのため、教科書の記述内容の分析にあたっては政治の影響を考慮しなくてはならないが[3)]、その因果関係を実証するのは難しい。そのため、本稿では研究対象を新聞記事と教育メディアの関係に限定する。

性的マイノリティとは身体的性別、性自認、性的指向などが、男女二元論と異性愛主義社会の「常識」に対応しない人をさし、具体的には同性愛者（ゲイ、レズビアン）、両性愛者（バイセクシュアル）、性同一性障害（トランスジェンダー）、A セクシュアル（非性愛、無性愛）、インターセックス（半陰陽）などが存在する。全人口において、性的マイノリティのしめる割合は1割程度ともいわれており[4)]、児童生徒の中にも存在する。しかし、学校教育において性的マイノリティの存在は「公的カリキュラムの構想から除外され、不可視の存在」[5)]であったといわれる。

本研究の課題である性的マイノリティに関する学校教育と社会の相関関係を検討する意義は2つある。1つは、相関関係にあるといわれる学校教育と社会について、実証的に明らかにすることである。性的マイノリティは社会に存在し、児童生徒の中にも存在するが、特に学校教育において存在しないことになっていた時期が長い。しかし、近年、授業において性的マイノリティがとりあげられているという。その例として、一部の高校家庭の教科書をとりあげた研究があるが[6)]、教科書全体の中での位置づけにふれておらず、前回の2000年版（平成12）学習指導要領実施時の研究になる。また、性的マイノリティが学校教育にとりあげられるようになった背景については言及されていない。そこで、本稿では、2010年版（平成22）学習指導要領やそれに基づく教科書及び同時期の新聞記事も資料として用いることで、社会の性的マイノリティに関する認識と学校教育への影響及び学校教育から社会への影響について、体系的に検討する。2つは、学校教育における性的マイノリティを明示的なカリキュラムから検討する視点である。先行研究では、主に性的マイノリティの子どもたちの「生きづらさ」を問題にしてきたが[7)]、子どもたちが1日の中で長い時間を過ごす学校教育については、実践例[8)]などを除くとほとんど問題にしてこなかった[9)]。子どもたちの「生きづらさ」は、学校教育でも蓄積されているとも考えられる。佐倉智美氏[10)]は、性的マイノリティの学校時代の語りから「隠れたカリキュラム」のもつ価値観、つまり男女二元論や異性愛主義が性的マイノリティと適応しないために、さまざまな場面で当事者はストレスを抱えていたことを示した。本稿は、明示的なカリキュラムの側に着目するものである。

1 性的マイノリティについて

(1) 性的マイノリティの種類

性的マイノリティには、性同一性障害、同性愛（ゲイ、レズビアン）、両性愛（バイセクシュアル）、インターセックス（半陰陽）、Aセクシュアルという人たちがいる。性の問題は、自分で選択したりコントロールしたりすることがきわめて難しいという点にあり、社会から許容されない性で生きる場合、所属感がもてなかったり他人の不用意な偏見を受けたりした結果、自己肯定感をもてないことも多いという[11]。

①性同一性障害

生物学的性と心の性とが一致しない状況にある人をさす[12]。性自認に関係する。

②同性愛、両性愛

同性愛は性愛が同性に向き、両性愛は異性と同性に向く人である。性指向に関係する。同性愛者については全人口の約3から10パーセントともいわれており[13]、少なくない。同性愛は、性的「志向」（自分で決める）、性的「嗜好」（趣味として選択する）という誤った表記をされることがあるため、しばしば個人で性愛の対象をコントロールできるかのように誤解されているが、正しくは「性的指向」であり、厚生労働省も法務省もこの語句を採用している[14]。

③インターセックス（半陰陽）

新生児の性は、通常外性器の形態によって判定されているが、まれに男の子か女の子か判断できない子どもが生まれる。以前は、幼児の段階でどちらかの性に合わせる手術を行なっていたが、今日では本人の性意識の定まる思春期まで性判定を引き延ばすべきであるという意見もある[15]。身体的性別に関係する。

④Aセクシュアル（無性愛者、非性愛者）

性指向がない人、つまり異性にも同性にも性愛の感情を向けない人である。性的指向に関係する。Aセクシュアルについてはほとんど研究が行なわれておらず、用語の定義があいまいである。柿沼賢治氏と布施木誠氏は、A セクシュアルについて「恋愛感情を含む性的欲求を抱かないタイプと、性的欲求は抱かないが恋愛感情は抱くタイプ」という2つのタイプを提示している[16]。

(2) 日本の性的マイノリティをとりまく社会状況の変化

日本において、性的マイノリティをとりまく社会はどのように変化したのか。法律の成立や裁判などからみていく。ただし、インターセックスとAセクシュアルについては確認できなかったため、性同一性障害と同性愛の状況についてまとめた。

①性同一性障害

日本では1996年（平成8）に、埼玉医科大学の倫理委員会の答申において、性同一性障害を定義づけた。それを受けて同大学は性別再判定手術を医療行為として認め、1998年（平成10）に手術が行なわれた。1997年（平成9）に日本精神神経学会がガイドラインを作り、性同一性障害の公の治療（特に手術の実施）が認められるようになった。2003年（平成15）には「性同一性障害者の性別の特例に関する法律」（以後、特例法と記す）が成立し、2004年（平成16）7月16日に施行された。特例法により、性同一性障害者が希望すれば、戸籍の性別変更も可能となった。しかしながら、特例法に適応するための要件が厳しいという声は多くあり、課題も残されている[17]。

②同性愛

同性愛はかつて精神障害とされたが、今では病気でも異常でもないため治療の対象となっていない。

1990年（平成2）に、WHO（世界保健機構）による疾病分類からも削除されている。日本では、厚生労働省が1994年（平成6）にWHOの見解を公式基準として採用し、日本精神神経学会は1995年（平成7）に同性愛を精神障害とみなさないという見解を出している。

同性愛者の人権保障について、広く知られるきっかけとなったのが「府中青年の家裁判」である。同性愛者であることを理由に、同性愛者の団体であるアカー（NPO法人）が青年の家宿泊利用を拒否されたことで、1991年（平成3）に東京都に対して裁判を起こした。判決は1審（1994年）、2審（1997年）ともアカーの勝訴であった。同性愛は性的指向の1つであり、異性愛と平等の位置にあり、同性愛者の権利と利益を擁護するという国の方針が示された[18]。

2 新聞記事にみる性的マイノリティ

朝日新聞[19]の記事を対象とした。性的マイノリティの記事を探すために「性的マイノリティ（セクシャルマイノリティ、性的少数者、性の少数派含む）」「LGBT[20]」「同性愛」「性同一性障害（トランスジェンダー）」「Aセクシュアル(無性愛、非性愛含)」「インターセックス（半陰陽、第三の性[21]含む）」という語句をてがかりにした。ただし、本稿の課題にほとんど関わらない記事については対象からのぞいた。分析対象にした記事については、後に資料1としてあげる。

(1) 記事の中の「性的マイノリティ」[22]

記事の中に「性的マイノリティ」という言葉が現れるのは、1991年以降になる。性的マイノリティに関わる記事の件数を、表1にまとめた。記事の中に現れる「性的マイノリティ」は、どのような人か。「LGBTだけでなく典型的でない少数派も含める」（2012年9月13日[23]）と説明するものもあったが、ほとんどが性同一性障害者や同性愛者をさす。インターセックス（半陰陽）に関する記事は1件（2003年5月21日）あるが、両性愛者とAセクシュアルについては存在しない。

表1 性的マイノリティに関する記事件数

年	件数	年	件数
1991	1	2002	1
1992	0	2003	6
1993	0	2004	1
1994	0	2005	6
1995	0	2006	2
1996	0	2007	3
1997	0	2008	3
1998	0	2009	3
1999	1	2010	3
2000	1	2011	3
2001	1	2012	10

註

1.2012年12月18日までの記事を対象とする。

2.2つの地域にまたがって掲載された記事もあったが、のべ数として数え2件とした。

表2 性的マイノリティに関する記事の内容

内容	件数
法律や自治体方針など「政治」	7
当事者の事例	7
当事者などの活動	7
映画	7
学校教育	5
啓発	4
実態調査	2
性教育	1

註

1.記事の中に2つの内容があるものはそれぞれ数えた。

表2に、記事の内容と件数についてまとめた。内容は、性的マイノリティに関わる法律や自治体の方針など「政治」に関わるもの7件、「当事者の事例」7件、当事者と支援者などの性的マイノリティに関わる「活動」7件、性的マイノリティをテーマにした「映画」7件、「学校教育」5件、性的マイノリティへの理解を求める講演会などの「啓発」的な活動4件、性的マイノリティへの「実態調査」2件、「性教育」1件である。「学校教育」は、アメリカで性的マイノリティの子どもを対象にした高校が開設されたこと、性的マイノリティの子どもたちを支援するための教職員用冊子の作成、大学での性的マイノリティの講義、大学祭で行なわれた議論である。このように、当事者の生き方、法律上の課題、学校教育、当事者及びその家族や支援者の活動、性的マイノリティの実像報道の課題など、幅広い内容にわたってとりあげられている。

特に2012年は10件と多くとりあげられた。

(2) 性的マイノリティの種類別の記事内容

性的マイノリティの中で新聞記事にとりあげられたのは、性同一性障害と同性愛である。新聞の報道内容についてまとめたい。「性同一性障害」と「同性愛」という言葉は、(1) でとりあげた記事や双方の記事にも入っていることがあるため、のべ数として件数に含めている。「性同一性障害」「同性愛」に関する記事は膨大な数にのぼったため、時期と記事の内容で限定した。時期については、初めて教科書に性的マイノリティがとりあげられるようになった2002年の前後として、1990年以降を対象にした。具体的には、1990年1月から2012年12月18日の間になる。記事の内容は、学校（幼稚園から大学までとし、教員も含む）や学校段階にあたる年齢の子ども（今は大人であっても子ども時代について書いてあるものも含む）について書かれているものを対象にした。

①性同一性障害

性同一性障害に関する記事の件数を、表3にまとめた。記事は1998年から現れる。先に述べたように、1990年代後半から2000年代にかけて、性転換手術が認められたり、特例法が成立したりと性同一性障害の人をめぐって大きな動きがあった。しかし、本稿が対象とする学校や子どもに関わる記事の件数にはほとんど反映していない。特例法や手術は、成人以上を対象としているからだろうか。唯一の記事（1998年9月2日）は、埼玉医大の倫理委員会が国内で初めて性転換手術を認める答申を出し、年内にも手術を行なう見直しであることを伝えているものであり、同時に性同一性障害者が高校時代にストレスで入院したなどの苦悩も記されている。

表3 性同一性障害に関する記事件数

年	件数	年	件数
1998	1	2006	4
1999	1	2007	3
2000	0	2008	3
2001	1	2009	3
2002	6	2010	13
2003	4	2011	4
2004	2	2012	7
2005	5		

註

1.1990年から2012年12月18日までの記事を対象とする。

2.2つの地域にまたがって掲載された記事もあったが、のべ数として数え2件とした。

記事の内容とその件数を、表4にまとめた。性同一性障害を理解してもらうための講演会開催などの「啓発」的な活動11件、「当事者の事例」10件、当事者（子ども）に対する「学校対応」6件、「学校教育」3件、「教員の研修」3件、「実態調査」3件、自治体の方針など「政治」1件、当事者（子ども）への「医療的措置」1件、当事者への「支援活動」1件となる。記事の内容についてかんたんに説明する。「当事者の事例」は、大人の事例であるが、子ども時代のことも回想している。例えば小学校高学年のころから違和感を覚えはじめ、いじめなどを受けたこと（2012年10月22日）、タレントの椿姫彩菜さんが小中高の男子一貫校で過ごした時に先生や友人から「個性」を認められていたこと（2011年11月16日）などが記されている。フィリピンなど外国の事例もある。「啓発」的な活動は、講演会、DVD作成である。講演会は大学や大学生によって行なわれることが多い。当事者の子どもに対する「学校対応」は6件ある。この部分は、文部科学省の通知に関わる内容でもあるため、詳しく記す。子どもの学校段階は、小学校3件（2006年5月19日、2010年2月13日2件）、中学校1件（2010年3月8日）、高校1件（2006年11月10日）、大学1件（2010年3月27日）になる。小学校は、埼玉県と兵庫県の事例であり、2つの県ともに学校は、家庭や医師と連携をとりながら、子どもと

表4 性同一性障害に関する記事の内容

内容	件数
啓発	11
当事者の事例	10
学校対応	6
学校教育	3
教員の研修	3
実態調査	3
政治	1
医療的措置	1
支援活動	1

保護者の希望する性別を受け入れた。中学校は鹿児島市の事例であり、学校は生徒の訴えに対し、他県から情報を収集し、スクールカウンセラーを交えて対応策を話し合い、診断書の提出を機に希望する男子制服での通学などを認めた。当事者の生徒のことは、他生徒に十分説明する予定であると記されている。高校は北海道の事例である。この高校は全国で教育相談会を開き、道外から多数の子どもを受け入れ、その中に性同一性障害の生徒もいるという。大学は山梨県の事例であり、学生は卒業式において希望する性別で卒業証書を受け取った。性同一性障害の子どもに対する学校の対応に関する記事は、2010年2月から3月にかけて集中している。「実態調査」については、「学校対応」にあった性同一性障害の児童に対応した事例に関連して埼玉県が行なった調査と性同一性障害の受診者の調査である。結果として、複数の教育委員会や学校が「子どもから性同一性障害に関する相談を受けた」と答えたという。また、受診者（性同一性障害者）の7割が自殺を考えた経験があり、自殺を考えた時期のピークは中学、大学・社会に入る頃にあるという。「学校教育」は、大学や高校での講義になる。「教員の研修」に関する内容は、性同一性障害の子どもと向き合った教員の事例を学んだり、当事者が教職員に対して性同一性障害について学ぶ研修を行なってほしいとする要望を出したりしたことである。

②同性愛

同性愛に関する記事の件数を、表5にまとめた。記事は1990年から現れる。同性愛をめぐる社会の大きな動きとしては、1990年から1995年くらいにかけて同性愛は精神障害ではないという基準が国内外で採用され、1997年には「府中青年の家裁判」によって同性愛者の人権が公に認められた。社会の動きと連動しているのか、記事の件数は、1992年から1994年にかけて増えている。裁判などに直接関わる内容ではないが、同性愛者への差別を指摘する内容や同性愛者への理解を深めるための活動、高校生による同性愛をテーマにした演劇制作などの活動も多く、同性愛者の存在を生徒の段階から認識しはじめたことや同性愛者の人権を守ろうとする動きがあることがうかがえる。しかしながら、この時期に1番多いのはエイズ教育と同性愛者を関連付ける内容である。

表5　同性愛者に関する記事件数

年	件数	年	件数
1990	1	2002	2
1991	2	2003	4
1992	6	2004	0
1993	6	2005	3
1994	12	2006	2
1995	4	2007	2
1996	3	2008	0
1997	3	2009	4
1998	4	2010	5
1999	7	2011	0
2000	4	2012	7
2001	3		

註
1.1990年1月から2012年12月18日までの記事を対象とする。
2.2つの地域にまたがって掲載された記事もあったが、のべ数として数え2件とした。

記事の内容とその件数を、表6にまとめた。講演会などの「啓発」的な活動19件、ラジオや演劇の「活動テーマ」にしている子どもの事例10件、大学などで行なわれる「講座」7件、「学校教育」（小学校などで行なわれた授業の事例）7件、「エイズ教育」7件、当事者による「公表」6件、同性愛者に対する「差別の指摘」4件、「実態調査」3件、「教員の研修」2件、「その他」2件である。一部の記事の内容について、かんたんに説明する。同性愛者に対する理解を求める「啓発」活動は、講演会

表6　同性愛者に関する記事の内容

内容	件数
啓発	19
活動テーマ	10
講座	7
学校教育	7
エイズ教育	7
公表	6
差別の指摘	4
実態調査	3
教員の研修	2
その他	2

註
1.記事の中に2つの内容があるものはそれぞれ数えた。

開催や本の出版やハンドブック作成などの形態で行なわれていた。講演会は大学で行なわれることが多いが、中学校や高校でも行なわれている（2001 年 2 月 1 日など）。中学校・高校において、同性愛は性教育の一環として扱われている。同性愛をテーマにして活動に取り組む子どもの事例として、ラジオドラマ（2012 年 6 月 20 日）、交流会（2002 年 2 月 13 日）、サークル活動（1999 年 6 月 28 日）、映画（1994 年 12 月 15 日）、研究発表会（1995 年 2 月 19 日）などがあがっている。学校段階としては、高校が多い。同性愛そのものをテーマにするというより、人権問題や性教育、「自分らしく生きる」ことなど大きなテーマがあり、その 1 つに同性愛がある。「実態調査」は、高校生や大学生を対象に行なっている。「学校教育」は小学校、中学校、高校で行なった授業をとりあげた。性の多様性や人権を考えるきっかけとして、学校の授業で同性愛をとりあげる試みが広がっており、教科書の記述についても紹介している（2003 年 5 月 5 日、同年 5 月 11 日）。「教員の研修」は、同性愛者である教員の授業例（2000 年 1 月 26 日）が全国集会の中で紹介されたことなどである。「公表」は、教員が同性愛者であることを子どもや同僚に公表した事例である（1998 年 7 月 24 日など）。「エイズ教育」は、高校を中心に行なわれており、同性愛とエイズ教育を関連づけるように報道していた。1990 年代にエイズがまん延したことで、文部省（当時）は高校生にエイズ予防教育を行なうことを決めた。エイズの感染は、異性間・同性間をとうものではない。しかし、異性間感染についてはほとんどふれられず、同性間だけをとりあげるため、感染の要因が同性愛にあるかのように受け取られかねない記事が目立っている。エイズ教育に関する記事は 1992 年から 1993 年に集中している。同性愛者に対する「差別の指摘」として、NHK 中学生英語コンテストにおける課題が同性愛者の人権を侵害する内容だったため、その課題を除外したこと（1995 年 11 月 17 日）や文部省（当時）の教師用指導書に同性愛者への差別的な記述に対する指摘（1994 年 8 月 9 日）などがある。

以上、性的マイノリティ及びその中でも性同一性障害と同性愛の記事をみてきた。記事の特徴について 3 点にまとめる。1 つは、性的マイノリティは多様な性のあり方を含んでいるが、学校や子どもに関わる記事の中でとりあげられるのは性同一性障害と同性愛に集中し、両性愛者や A セクシュアル、インターセックスはとりあげられていないことである。2 つは、社会の問題と学校及び子どもの問題は連動しないことである。本稿で対象とした記事において、同性愛は 1990 年から、性同一性障害は 1998 年から現れる。学校や子どもに関わる内容と限定しなければ、同性愛も性同一性障害も早い時期から記事としてとりあげられているが、子どもと関わってとりあげられるようになったのは 1990 年以降になる。社会問題は初めの段階において、子どもにも関わる問題としてとらえない傾向にあることがわかる。法改正など、性的マイノリティをとりまく社会の動きに変化があっても学校や子どもの記事にはほとんど反映しなかった。ここに学校教育の意義や可能性が問われるだろう。ある問題について、社会が子どもから切り離してとらえようとしても、学校は子どもの問題としてもとらえられるからである。社会でおきている大人の問題は、子どもの問題にも通じる。3 つは、当事者である子どもに対する学校対応の差である。性同一性障害については、親と学校と医師とカウンセラーが連携しながら子どもに対応しているが、同性愛については当事者の子どもは現れず、子ども（当事者）への対応も一切記されない。

3 教育メディアにみる性的マイノリティ

学校教育では、性的マイノリティについてどのようにとりあげているのか。ここでは教育メディアの記述から、学校教育と性的マイノリティについて考察する。教育メディアとして、具体的に教科書、『学習指導要領解説』（以後、『解説』と記す）、文部科学省の通知を用いる。

（1）文部科学省の通知

2010年4月23日に文部科学省から、各都道府県教育委員会担当課・各指定都市教育委員会担当課・各都道府県担当課・附属学校を置く各国立大学法人担当課宛てに、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）」が出された。性同一性障害の児童生徒への対応が報道でとりあげられたと述べたうえで、性同一性障害について説明し、「こうした問題に関しては、個別の事案に応じたきめ細やかな対応が必要であり、学校関係者においては、児童生徒の不安や悩みをしっかり受け止め、児童生徒の立場から教育相談を行うことが求められて」いると述べる。そのうえで、学校の対応について「各学校においては、学級担任や管理職を始めとして、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関ともに連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応をお願い」したいと、下線部を引き強調している。ここから文部科学省の子どもたちに対する態度がみえてくる。1つは、性同一性障害の子どもに対して、学校や教員が関係機関と連携して対応しようとしていることである。2つは、学校が性同一性障害だけでなく、「新たな課題」についても対応する必要があると考えていることである。この「新たな課題」の具体的な内容は示されていないが、「性同一性障害を始めとする新たな課題についても学校において適切に対応できるよう」とあるため、性同一性障害以外の性的マイノリティの子どもたちのことも含まれると推測できる。この通知には、はじめに「児童生徒に対する教育相談に関しては、これでも児童生徒一人ひとりの心情に最大限配慮した取組をお願いしているところであり……児童生徒が抱える問題は多様化し、ますます複雑になって」いるとあり、文部科学省が想定を超えた子どもの多様性に苦慮しつつも、これまで以上に「個」に対応していこうとする態度がうかがえる。

この通知について、文部科学省に2点の問い合わせをし、2012年12月3日に回答をいただいた。1つは、本通知作成にあたり参考にしたものである。結果、本通知は各自治体の当事者への対応事例や特例法を参考に作成したことがわかった。2つは、本通知以降に出された性的マイノリティに関する通知の有無についてである。性的マイノリティに関する通知は、その後出されていないということだが、指導主事研修の際に本通知を示し、「子ども一人一人によりそうように」周知しているとのことだった。通知や文部科学省の回答からわかることは、性的マイノリティを排除し無視するのではなく、「一人一人の心情に最大限配慮」し、学校で対応する姿勢をとっている、またはとろうとしていることである。

ただし、この通知については、2012年（平成24年）2月1日に当事者や支援者の団体である「日本性同一性障害と共に生きる人々の会」から文部科学大臣宛てに「性同一性障害の児童生徒への対応に関する要望書」（以後、「要望書」と記す）が出された。要望書の内容をかんたんにまとめると、通知が出されたものの、文部科学省が具体的な対応を示さなかったために、十分な対応が学校現場でとられず、結果として、当事者である子どもが問題を抱えたままでいる現状や教育関係者（学校や教員）の理解不足について指摘したものだった。通知が出てから要望書が出されるまでの約2年間において、当事者への学校対応は十分とはいえなかった。「要望書」中の学校への要望の1つに「児童生徒に対して性同一性障害に関する正しい知識の教育」があり、本稿でとりあげる学習指導要領も改善を希望する対象になっている。

（2）教科書

調査の結果、性的マイノリティに関する記述が初めて載ったのは、2002年文部科学省検定済教科書だった。学校段階は高校になる。性的マイノリティは複数の教科でとりあげられてもおかしくないテーマであるが、性的マイノリティに関する記述があったのは家庭科のみだった[24]。したがって、高校家庭について①2002年検定済教科書②2006年（平成18）検定済教科書③2012年検定済教科書にわけて分析する。①②は、2003年度から2012年度までに使われたものであり、③は2013年（平成25）度より①②

とともに使われる。分析対象にした教科書は「家庭基礎」「家庭総合」で、2012年度使用された21点[25]と2013年度使用予定の37点[26]である。これらの教科書について、後に資料2としてあげる。引用した教科書本文の下線部は、著者が引いたものであり、性的マイノリティに関わる内容である。

①2002年検定済

性的マイノリティの記述は、本年検定済の教科書で初めて登場した。実教出版の2点（『家庭基礎―自分らしい生き方とパートナーシップ』『家庭総合―自分らしい生き方とパートナーシップ』）である。「人とかかわって生きる」という項目に、同性愛者のパートナー関係が記されている。「近年では、生活をともにするが婚姻届を出さず、事実婚を選択するカップル、離婚をしても新たなパートナーと出会い、再婚をするカップル、同性同士で生活をともにする人たちなど、さまざまな形でパートナーとの生活を営む人たちがいる。」[27]とあり、この表記の注釈に「同性同士のカップル」の説明がある。「同性同士のカップル」は、実態として婚姻関係にある事実婚などと同列に位置付けられている。教育図書1点（『家庭基礎―気づく・追求する・行動する』）には、性的マイノリティに関する記述はみられない。

②2006年検定済

2006年検定済の教科書にも性的マイノリティに関する記述がある。実教出版2点（『新家庭基礎―未来へつなぐパートナーシップ』『新家庭総合―未来をひらく生き方とパートナーシップ』）と開隆堂2点（『家庭総合―明日の生活を築く―』『家庭基礎―明日の生活を築く―』）の合計4点である。

まず実教出版の内容をみる。2002年と同じ項目の「家族とかかわって生きる」（『新家庭総合』）、「人とかかわって生きる」（『新家庭基礎』）の中で、同性愛についてとりあげている。「世界に目を向けると……同性同士で生活を共にする人たちなど、さまざまな形でパートナーとの生活を営む人がいる」[28]とあり、世界には再婚するカップルや婚姻関係をもたずにパートナー関係を結ぶ人もおり、その中に「同性同士のカップル」も位置づける。この項目は男女二元論の立場はとっておらず、恋愛関係は異性同士に限定していない。さらに、「フランスでは…事実婚や同性同士で生活を共にする人たちでも、法律婚と同等の税法上の優遇が受けられる」[29]という注釈がつけられている。「異性同士のカップル」と同等の権利を保障しているフランスの「同性同士のカップル」の例を紹介し、同性愛が異性愛と同様に1つの性指向であることを国際的な視点から示している。次に開隆堂の内容をみる。性的マイノリティとして、性同一性障害をとりあげる。「人生を見通す」（『家庭総合』）、「人生を見通し共に生きる」（『家庭基礎』）の中で「人間の性意識や性行動のあらわれ方は、男女によって、また個人によってさまざまであり、その差は非常に大きいので、人と比べて不安になる必要はない。近年は身体的な性と性自認とが異なる性同一性障害の人への理解も広まっている」[30]とある。

以上のように、性的マイノリティに関する記述のある教科書は4点存在し、実教出版は同性愛者を、開隆堂は性同一性障害をとりあげた。しかしながらそれ以外の14点の教科書（東京書籍2点、教育図書4点、大修館4点、実教出版2点、第一学習社2点）は、とりあげていない。これらの教科書は、1性に関する記述がない、2異性愛に限定する、3男女二元論をとるという特徴をもつ。例えば『家庭総合―自立・共生・創造』には、「性的成熟は、性意識にも大きな影響を与え、異性への関心を高め、性的欲求を強める。異性への関心や性的欲求の強さや現れ方は、男女によっても個人によっても異なる。わたしたちは異性の心や体について互いに理解し、異性を尊重する態度や行動を身につけなければならない」[31]、『新家庭基礎―ともに生きる、くらしをつくる』には、「青年期のもうひとつの大きな課題は、人生のパートナー選びについての考え方を確立することである。自立した男女が愛情と信頼によって結びつき、協力して生活をつくっていくことを結婚という」[32]とあり、異性愛主義と男女二元論をとっていることがわかる。

③2012年検定済（見本本含）

2012年検定済の教科書の中で性的マイノリティをとりあげているのは、実教出版1点(『家庭基礎21』)、開隆堂3点(『家庭基礎』見本本[33]、『家庭総合』見本本、『家庭総合―明日の生活を築く』)の合計4点である。

まず、実教出版からみていく。「支えあって生きる」の項目の中で、同性愛、性同一性障害、インターセックスをとりあげ、存在と人権に「光があてられるようになった」と記述している[34]。また、1994年の世界人口・開発会議で採択された「行動計画」のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(生と生殖に関する健康/権利)の概念と説明があり、「このような自己決定権の保障は性的マイノリティの問題として意識されることが多いが、一般の人でも高齢者では結婚相手との離別・死別後の再婚・同棲に、家族や世間体の壁がある」[35]とあり、性的マイノリティの問題を「一般の人」にも通じる問題であることを指摘した。この教科書には、索引にも「同性愛」「同性婚」「性的マイノリティ」「性同一性障害」「インターセックス」がとりあげられている。次に開隆堂をみる。3点のうち2点は見本本(検定合格済)である。「人生を見通し、共に生きる」(『家庭基礎』見本本)、「人とかかわって生きる」(『家庭総合』見本本)の中で、性同一性障害、同性愛をとりあげている。特例法の説明[36]、「高校生である私たちは、自分の性に悩み、同性や異性について関心が高まることがある」[37]、「性には女・男の2つしかないと考えられてきた。しかし、最近では『身体の性』と自分が男であるか女であるかの性を認識する『脳の性』とが違う性同一性障がいや、同性を好きになる人の存在など、多様な性の存在が認められるようになってきている。性のあり方は、個人によってさまざまであるが、自分らしさを受け入れ、友だちと語り合うことは、重要なことだといえる」[38]と記されている。恋愛の対象が異性同性ともにありうることや多様な性の存在が認められていることを述べるだけでなく、自分のあり方を肯定することまでふみこんでいる。『家庭総合―明日の生活を築く』では、性同一性障害と同性愛、インターセックスをとりあげている。見本本とほぼ同じ内容になる性同一性障害と同性愛の記述に加えて、同性婚としてドイツの外務大臣の例をあげ「他国では同性同士の婚姻も法的に認めたり、異性の夫婦と同じような権利を認める国がヨーロッパ等で増えつつある」[39]と述べ、同性愛が異性愛と同じ位置づけになることを示した。また、インターセックスについて「染色体、性器などが男性、女性のいずれか一方に統一されてないか、どの区別が明確でなく、身体的に男女の判定が難しい状態にある」[40]との説明が加わった。索引にも「性同一性障がい」がとりあげられている。

性的マイノリティをとりあげた教科書の特徴として3点にまとめる。1つは、これまで性的マイノリティとして同性愛と性同一性障害がとりあげられていたが、インターセックスについての記述も加わったことである。2006年検定済の教科書では、性的マイノリティの1つの種類のみがとりあげられていたが、2012年検定済教科書では複数の種類がとりあげられた。2つは、性的マイノリティをことさら特別視せず、性指向の1つとみようとしている点である。例えば、高校生は「性に悩み、他者(同性や異性)に対する関心が高まることがある」[41]というような記述にも現れている。3つは、性的マイノリティの生徒への視点が加わった点である。性のあり方はさまざまであるから「自分らしさ」を大事にするようにと述べる。2012年検定済の教科書は、2002年と2006年の検定済教科書よりも性的マイノリティについて広くとりあげ、生徒に性の多様性を自他ともに認めてもらおうとしている。一方で、13点の教科書(東京書籍2点、教育図書3点、大修館3点、実教出版3点、第一学習社2点)において性的マイノリティはとりあげられていない。これらの教科書は、性の記述がないものもあり、性についての記述がある場合も「パートナーと生きる」(『家庭総合』見本本、東京書籍)という項目は結婚のみ記され、「性別には、生まれつきの、生物学的な男女の違いを意味する性別と、社会的・文化的に形成された性別の2つの面がある」[42]と性差を2つにわけるというように、異性愛主義と男女二元論をとっている点で共通している。

以上、2002年から2012年の検定済教科書をみてきた。特徴は3点に認められる。1つは、2002年以降検定済教科書に性的マイノリティがとりあげられたという点である。今日に近づくにつれ、広くとりあげられるようになり、同性愛、性同一性障害、インターセックスと3つについて説明する教科書も出てきた。同性愛については外国の事例もあげられ、異性愛と等しく性指向の1つとして記されている。また、2012年検定済の教科書には、当事者の生徒に対する視点も入った。2つは、性的マイノリティについてとりあげる教科書は少数であるという点である。多くの教科書の記述内容は、異性愛主義、男女二元論をもとにしている。3つは、性的マイノリティをとりあげる教科書も、性同一性障害や同性愛を中心とする記述内容になっている点である。2012年検定済教科書の2点はインターセックスもとりあげているが、両性愛者やAセクシュアルについては説明しない。また、全ての教科書において、思春期には性的欲求やパートナーへの関心が高まることを前提にしており、Aセクシュアルの生徒について配慮のない記述になっている。

(3)『学習指導要領解説』(『解説』)

(2)で述べたように、教科書で性的マイノリティがとりあげられるようになったのは、2002年以降であり、教科は高校家庭科である。教科書は、国のカリキュラムを示す学習指導要領を基準に作成される。性的マイノリティについての記述は、2002年、2006年、2012年の検定済教科書に存在するため、ここでは2000年版と2010年版の『解説』を分析対象とする。引用した『解説』本文の下線部は、特に断らない限り、著者が引いたものである。

はじめに2000年版からみていく。「家庭」の目標は、「人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」(学習指導要領本文、下線部分は本文のまま)と定められている。下線部分について『解説』[43]では、家族・家庭の意義や家族・家庭と社会のかかわりの理解と生活に必要な知識と技術の習得を通して、「最終的には、家庭生活は男女が協力して築いていくことを認識させ、家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」と説明している。

次に、2010年版について確認する。家庭科の目標は「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」(学習指導要領本文、下線部分は本文のまま)となっている。下線部分について、『解説』では「……男女が協力して家庭を築いていくことを認識させ、家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てることを示している」[44]と説明する。2000年版及び2010年版の学習指導要領は、家庭を築くのは男女であり、男女二元論をとる。そのため、同(両)性愛者やAセクシュアル、インターセックスという人たちを教育目標から除外している。

家庭の中には「家庭基礎」と「家庭総合」という科目があり、科目は3つの大項目で構成されている。2012年検定済教科書を例にすると、性的マイノリティの記述内容は、学習指導要領の「(1)人の一生と家族・家庭及び福祉」(家庭基礎)、「(1)人の一生と家族・家庭」(家庭総合)の項目に位置づく。そこで、性的マイノリティの記述内容を規定する学習指導要領の内容を確認する。「家庭基礎」では「青年期の課題である自己理解、心身の自立や生活者としての自立、人間関係の調整、職業選択への見通しやその準備、男女の平等と相互の協力などを取り上げ、生涯を見通した中で青年期をどのように生きるのかについて具体的に考えさせる。その際、歴史的、文化的、社会的制度としての家族について理解させるとともに、固定的な性別役割分業意識を見直し、相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築くこと、

共に協力して家庭をつくることへの意義や重要性を認識させる」[45]、「家庭総合」では「青年期の課題である自己理解、心身の自立や生活者としての自立、人間関係の調整、職業選択への見通しやその準備、男女の社会的役割の理解などをとりあげる。また、固定的な性別役割分業意識を見直し、多様なライフスタイルを認め、男女の平等と共生、共に築く家庭への展望、青年期の課題について達成する見通しをもたせる」[46]と記されている。「家庭基礎」「家庭総合」ともに固定的な性別役割分業意識の見直しや男女平等をあげている点でジェンダーに配慮した内容になっているが、男女二元論や家庭は男女で形成するという限定的な見方をしているという点で、性的マイノリティに対する意識はうかがえない。一方で、この学習指導要領をもとに作成した一部の2012年検定済教科書は、性的マイノリティをとりあげた。

以上、教育メディアについて概観した。通知から、文部科学省は性同一性障害の子どもを中心に、問題を抱える子どもに対して対応するという姿勢をとっていることがわかり、教科書も基本的には男女二元論・異性愛主義という従来の性の考え方が中心であるものの、一部に性的マイノリティをとりあげる教科書も出てきた。一方で、教科書作成の基準となるはずの学習指導要領に性的マイノリティに対する視点はみつけられず、多くの教科書でもとりあげられなかった。選択される教科書は地域により異なるが、学習指導要領は学校現場の教員が教育を行なっていくうえで必要とする基準であり、当然その内容は授業に反映する。そのため、文部科学省の方針は、学習指導要領に反映されるべきだろう。本稿で研究対象とする教育メディアは、全て文部科学省の方針に基づいたものであるが、性的マイノリティの「個」に対応する・対応しないという点において、食い違いがある。

4 学校教育と社会の相関関係―性的マイノリティに関する教育メディアと新聞記事の対照

ここでは先に分析した教育メディアと新聞記事を対照し、学校教育と社会の関係について特徴を3点にまとめる。

1つは、性的マイノリティの問題について、社会のほうが早く認識し、その後学校教育でもとりあげるという順序になっていることである。2010年4月23日に文部科学省が教育委員会などに出した通知は、報道をうけたものであり、社会の影響を受けていることがわかる。新聞記事に現れる性同一性障害の子どもに対応した学校の事例も、2010年2月から3月に集中している。同性愛と性同一性障害について、新聞は1990年より前から記事のテーマとしてとりあげていた。それを学校や子どもと関連付けたのが1990年以降になる。性的マイノリティは1991年から、同性愛は1990年から、性同一性障害は1998年から、インターセックス（半陰陽）は2003年から子どもや学校教育にも関わってとりあげられるようになった。一方で、学校教育をみると、学習指導要領は2000年版及び2010年版ともに異性愛主義、男女二元論の考え方をもとにしており、多くの教科書がその基準を踏襲した記述になっている。新聞で性的マイノリティと子ども・学校教育の記事が登場して20年近くになろうとしている。しかし、教育メディアを概観すると、性的マイノリティへの視点が欠けており、不十分な点が目立つ。しかしながら、2010年の文部科学省の通知は、性的マイノリティの子どもたちに対応する態度を示すものであり、一部の教科書でも性的マイノリティについてとりあげはじめている。

2つは、学校教育と社会は、性的マイノリティについても相関関係にあるという点である。学校教育が新聞記事などの報道の影響を受けていることは先に述べたが、新聞記事も学校教育をとりあげている。例えば、小学校や高校の授業で同性愛をとりあげる試み、教科書の記述内容、教師用指導書の同性愛者への差別的な記述の指摘などである（2003年5月11日、2003年5月5日）。新聞記事を通じて学校の試みや性的マイノリティのとらえかたは、社会に発信されている。

3つは、教育メディアと新聞記事が性的マイノリティを扱う際、主に同性愛と性同一性障害を問題にす

る点である。性的マイノリティは両性愛やインターセックス、A セクシュアルなども存在するが、テーマになるのはほとんどの場合、同性愛と性同一性障害に限られる。近年、性的マイノリティは学校教育で少しずつとりあげられるようになってきたが、それは一部の人にすぎない。

おわりに

学校教育と社会において、性的マイノリティがどのようにとりあつかわれてきたか。それぞれを明らかにし、相関関係をみた。新聞記事は早い段階から性的マイノリティをテーマにしてきたが、性的マイノリティが学校や子どもと結びつく記事になるのは、同性愛をのぞくと 1990 年代後半になる。新聞記事の状況から、1990 年以降の社会において、性的マイノリティは一定程度認識されていたと推測できる。一方で、学校教育は今日にいたるまで性的マイノリティを充分にとりあげているとはいえない状況である。

性的マイノリティは実際に存在するのに、学校の明示的カリキュラムではいないものとして扱われている。性的マイノリティをとりあげない男女二元論・異性愛主義のカリキュラムの中で、性的マイノリティの子どもたちは、自分たちを排除する社会ではなく、自分たちの存在自体に疑問を感じるようになるという [47]。性的マイノリティの子どもたちは自分の性的指向などを隠し、例えば異性愛者などのマジョリティを装うことで、大きなストレスになっている。同（両）性愛者が自らの性的指向を自覚する時期は中高生に集中しているが、同時に 10 代の性的マイノリティの自殺未遂率は有意に高く、性的指向と自殺未遂の関連が指摘されている [48]。近年、文部科学省は特別支援教育などを中心に「個」に対応しようとする姿勢を示しているが、性的マイノリティに関しては学習指導要領や多くの教科書に「個」に対応する姿勢をみることはできない。性的マイノリティについて知ることの効果は大きいといわれている。当事者は「正しい」知識を得ることで自己肯定感を得ることができる [49]。性的マイノリティについて知ることは、非当事者にとっても利点がある。柳原真知子氏 [50]は、多様な性のあり方を知ることで、性のあり方だけでなく、さまざまな行動まで柔軟性をもって選択できるようになるという。性的マイノリティについて学んだ人たちがその後、当事者に受容的な考えをもつようになることは知られている [51]。非当事者の受容は、当事者の子どもたちの自己肯定感の支えになるだろう。性的マイノリティは一般的に自己肯定感が低いと推測されているものの、他者から受容されたと感じることによる自尊心の向上が明らかになっている [52]。主に心理学の分野で行なわれてきた一連の研究成果 [53]は、教育メディアの意義や可能性を見いだすものである。学校の明示的なカリキュラムの中で「正しく」知ることで、当事者は自分の存在を認識し、非当事者から受容されることでこれまでのようにむやみに自己肯定感が低くなることはないと思われる。教育の場は学校だけでないため、学校教育の改善により、性的マイノリティをとりまくすべての問題が解決するとは考えられないが、それでも教科書や学習指導要領で性的マイノリティをとりあげることの効果は大きいのでないか。学校教育は社会の影響を受けるだけでなく、社会を変えていく力ももっているはずである。

註

1) IEA が学力の国際調査で使用しているカリキュラムには 3 つの次元がある。はじめに「意図したカリキュラム」があり、国または教育制度の段階で決定されるもので日本では学習指導要領に代表されるものである。次に「意図したカリキュラム」を念頭に置き、子どもたちの状況を考えながら教師が実際に子どもに与える内容を「実施したカリキュラム」といい、それによって子どもたちが獲得する内容を「達成したカリキュラム」という。本稿で使用するのは「意図したカリキュラム」になる(田中耕治ら編『新

しい時代の教育課程　第3版』有斐閣、2011年、13～14頁)。
2) 鶴田敦子「性・ジェンダーと教科書―家庭科の教科書を中心に」『季刊セクシュアリティ』56号、エイデル研究所、2012年、32頁。
3) 例えば、山谷えり子参議院議員（「『男女共同参画』に騙されるな―『夫婦別姓、過激な性教育』が家族をバラバラにする」『Voice』317、2004年。「家庭科教科書も危ない！」『Voice』327、2005年。「児童を虐待する性教育」『Voice』333、2005年。）は、高校家庭の教科書のジェンダーフリー教育や家族の多様性を肯定する記述に対して、伝統的な家族観を壊すものであると批判し、文科省、国会で軌道修正する必要があるとの見解を示している。実際に、山谷氏は性教育やジェンダーフリー教育の現状について国会で発言したり、自民党の中で実態調査プロジェクトチームを立ち上げたりしている。
4) 石丸径一郎「性的マイノリティの思春期」『現代のエスプリ―思春期のこころと性』509号、ぎょうせい、2009年、192～193頁。
5) 稲葉昭子「学校教育におけるセクシュアル・マイノリティ」『創価大学大学院紀要』32、2010年、262頁。
6) 杉山貴士「授業実践案高校家庭科　自分が家族だと思ったものが家族」“人間と性”教育研究所編『同性愛・多様なセクシュアリティ―人権と共生を学ぶ授業』子どもの未来社、2002年、165頁。
7) 伊藤瑠里子、葛西真記子「セクシュアル・マイノリティの抱える『生きづらさ』とソーシャルサポートの在り方―女性同性愛・両性愛者への半構造化面接を通して」『鳴門教育大学学校教育研究紀要』26、2011年。前掲註4)など
8) 吉田和子「性的マイノリティバッシングから見えてくる性教育の課題―構成主義としての性教育実践の視点」浅井春夫ら編『ジェンダー／セクシュアリティの教育を創る―バッシングを超える知の経験』明石書店、2006年。前掲注6)『同性愛・多様なセクシュアリティ』中の授業実践例など
9) 稲葉昭子氏（前掲註5)）は、主に性教育という視点から学校教育における性的マイノリティの子どもへのアプローチを試みている。この中で性教育のカリキュラムについて検討しているが、性教育と子どもへのアプローチが中心となっているため、性教育以外のカリキュラムの現状について言及していない。佐倉智美「性的マイノリティが学校で直面する問題―当事者の語りの中の学生時代から―」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』(62)、日本教育社会学会、2010年。
10) 同上「性的マイノリティが学校で直面する問題―当事者の語りの中の学生時代から」
11) 小宮明彦「性的マイノリティの子どもたちが直面する四つの困難」前掲註6)。
12) 杉山貴士編『聞きたい知りたい性的マイノリティ―つながりあえる社会のために』日本機関紙出版センター、2008年、15頁。
13) 同上書、14頁。
14) 伊藤悟「多様な『性』のあり方」広田照幸監修、浅井春夫編『子どもと性』2007年、日本図書センター、166～167頁。
15) 橋本秀雄「半陰陽の子どもたちとその家族の医療対応と福祉支援実践篇―半陰陽の子どもたちとその家族のQOSLとQOL」同上書、185～189頁。
16) 柿沼賢治、布施木誠「性的マイノリティにおける無性（Aセクシュアル）の概念の可能性―Aセクシュアル論文のレビュー」『聖マリアンナ医学研究誌』11（86）聖マリアンナ医学研究所、2011年。
17) 要件は①20歳以上であること、②現に婚姻をしていないこと、③現に未成年のいないこと（2003年には子どもがいないこととされていたが、2008年にこのように改正された)、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることがある。子どもをもつ当事者の適用の排除問題や希望する性別とそ

の外観が一致しなくてもいいと考えている人もいることなど、性同一性障害の人にもさまざまなタイプが存在するため、特例法の要件にあてはまる人は一部となる。

18) 風間孝、河口和也『同性愛と異性愛』岩波書店、2010年。

19)「朝日新聞の販売分数と販売エリア」
http://adv.asahi.com/2012/004.pdf (URL参照日2013年1月29日)
2011年1月から6月の朝刊の発行部数は約779万部であり、日本国内では読売新聞に次ぐ発行部数になる。

20) レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字で表記される。性的マイノリティの表記として使われることも多い。

21) 第三の性については半陰陽の意味ではなく、性同一性障害を意味する場合もある。「『第三の性』に公的支援―インド南部の州『アラバニ』15万人」(『朝日新聞』2008年7月19日)の「第三の性」は性同一性障害をさしている。

22) 検索するために用いた語句は、「性的マイノリティ」「セクシャルマイノリティ」「性的少数者」「性の少数派」「LGBT」である。

23) 括弧内は、記事が掲載された年月日である。

24) 茂木輝順氏(「教科書分析・中学保健体育科」前掲註2)、72～73頁)は、中学保健体育の教科書全社において性的マイノリティの視点での記述がみられなかったと述べる。

25) 文部科学省「高等学校用教科書目録」(平成24年度使用)には23点の教科書があがっているが、そのうちの2点(櫻井純子ほか監修『家庭基礎』、同氏ほか監修『家庭総合』教育図書)は未見である。2013年度において、この2点は使用されない。

26) 37点の中に2012年度使用の21点も含む。文部科学省「高等学校用教科書目録」(平成25年度使用)にある家庭の教科書全てを閲覧したことになるが、この中には検定済であるものの生徒に供給される前段階になる「見本本」も含んでいる。

27) 『家庭総合―自分らしい生き方とパートナーシップ』19頁。『家庭基礎―自分らしい生き方とパートナーシップ』18頁。

28) 『新家庭総合―未来をひらく生き方とパートナーシップ』17頁。『新家庭基礎―未来へつなぐパートナーシップ』15頁。

29) 『新家庭総合』17頁。『新家庭基礎』15頁。

30) 『家庭総合』12頁。同上書『家庭基礎』11頁。

31) 『家庭総合―自立・共生・創造』36頁。

32) 『新家庭基礎―ともに生きる、くらしをつくる』10頁。

33) 「見本本」について、河内義勝氏(「教科書の制作・供給の現状とその問題点」「センター通信」87号、教科書研究センター、2006年)は以下のように説明する。検定を受けるための「申請本」が合格後に「見本本」として認められる。「見本本」は教育委員会や学校ごとに調査、研究の対象となり、各々の採択地区や学校に最も適したものが教科書として採択される。最終的に子どもたちに渡されるのが「供給本」である。

34) 『家庭基礎21』132～133頁。

35) 同上書、133頁

36) 『家庭基礎』見本本、『家庭総合』見本本、14頁。どちらも開隆堂出版。

37) 同上書『家庭基礎』14頁。この部分について、『家庭総合』見本本では若干異なる記述になっているが、文意はほとんど変わらない。

38) 前掲註 36)『家庭総合』14 頁。この部分について、『家庭基礎』基本本（開隆堂）では若干異なる記述になっているが、文意はほとんど変わらない。

39) 『家庭総合―明日の生活を築く』14 頁。

40) 同上書、14 頁。

41) 同上書、14 頁。

42) 『高等学校家庭基礎―ともに生きる・未来をつくる』8 頁。

43) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説　家庭編』開隆堂、2000 年。

44) 同上書、8 頁。

45) 「家庭基礎」中の「(ア) 青年期の自立」、同上書、12 頁。

46) 「家庭総合」中の「(イ) 青年期の課題」、同上書、22 頁。

47) 渡辺大輔「学校文化と異性愛主義」前掲註 6)、39 頁。

48) 日高康晴氏らは、2011 年に日本国内の同（両）性愛者男性 3685 人を対象にインターネット調査を行なった。彼らの自傷行為の生涯経験割合は全体の 10.0 パーセントであり、年代が若くなるほど高い傾向にあった。同（両）性愛者でない首都圏の男子中高生における自傷行為の生涯経験割合は、7.5 パーセントであったことと対照すると 10 代の同（両）性愛者の割合は 2 倍以上も高くなっており、性的指向と自殺未遂率の関連を指摘できる。本文中（2.(2)①性同一性障害に関する新聞記事の「実態調査部分」）にも性同一性障害者の自殺を考える 1 つのピークが中学生の時期にあることを示した。

日高康晴氏らの研究出典は、以下のとおり。嶋根卓也、日高康晴、松崎良美「インターネットによる MSM の HIV 感染予防に関する行動疫学研究」（REACH Online2011）厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV 感染予防対策の個別施策層を対象にしたインターネットによるモニタリング調査・認知行動理論による予防介入と多職種対人援助職による支援体制構築に関する研究（研究代表者日高康晴）」『平成 23 年度総括・分担研究報告書』2012 年。

49) 涌井幸子、サトウタツヤ「性同一性障害者が病名認知するまでの自己物語形成プロセスについて―当事者の語りかた―」『日本性格心理学会第 12 回大会発表論文集』2003 年。

50) 柳原真知子「看護学生のセクシュアリティとセクシュアリティ教育」『東北大学医療技術短期大学紀要』9、2000 年。

51) 田原歩美氏（「高校生を対象とした性教育ピア・カウンセリングの効果―性的マイノリティに対する態度変化のテキストマイニング―」『マクロ・カウンセリング研究』第 8 巻、2009 年、27 頁）は性的マイノリティ（同性愛、両性愛、性同一性障害、インターセックス、A セクシュアル）に対する態度と、それに及ぼす知識の効果を検討した。性的マイノリティに対して否定的な態度をとる人も「正しい」知識をえることで、性的マイノリティに対する理解が深まり、ポジティブな態度への変容を示したという。

52) 石丸径一郎「性的マイノリティにおける自尊心維持―他者からの受容感という観点から」『心理学研究』第 75 巻第 3 号、2004 年。

53) 上野淳子氏（「心理学における性的マイノリティ研究―教育への視座」『四天王寺大学紀要』第 46 号、2008 年）は、性的マイノリティに関する日本の心理学研究をまとめている。

資料1　分析対象とした性的マイノリティに関する記事一覧

年	月日	見出し	内容	性的マイノリティの種類
1990	4月27日	同性愛者合宿、都教委もダメ　府中「青年の家」問題	その他	同性愛
1991	6月5日	大学祭で同性愛差別の論議（取材ファイル）	学校教育（大学祭）	性的マイノリティ、同性愛者
1991	6月5日	大学祭で同性愛差別の論議	啓発	同性愛
1992	3月3日	高校生用にエイズ教材　予防教育に本腰　文部省が作成へ	エイズ教育	同性愛
1992	4月2日	子供向け性の本出版相次ぐ　本格的性教育の開始受ける	学校教育	同性愛
1992	5月26日	愛と友情と「ナマケモノ」！？　東大の新入生像	差別との指摘	同性愛
1992	7月25日	性教育も及び腰なのに…手探りのエイズ教育　現場の教師は知識不足	エイズ教育	同性愛
1992	8月15日	開かれた性教育の必要性訴え　同志社中の小田切教諭報告	エイズ教育	同性愛
1992	12月17日	正しい知識を　東宇治高で「エイズ教育」	エイズ教育	同性愛
1993	2月25日	愛・性がテーマ　芝居作りに高校生も協力　過激なセリフ照れつつ意見	活動テーマ	同性愛
1993	2月26日	広い視野問う小論文目立つ　国公立大二次試験	学校教育	同性愛
1993	3月1日	子供のエイズ教育―多田富雄さんと読者が考える	エイズ教育	同性愛
1993	3月18日	日独合作の性教育劇　20、21日に「愛のすべて」	活動テーマ	同性愛
1993	4月5日	『エイズの授業をつくる』	エイズ教育	同性愛
1993	9月29日	エイズ教育どうする　専門家2人に聞く	エイズ教育	同性愛
1994	1月11日	学生調査で性体験聞く　項目の一部に妊娠、性病、同性愛まで広島大	実態調査	同性愛
1994	1月11日	ゲイの男性、教壇に　「性を考える」講座に招く　岡山大	講座	同性愛
1994	4月18日	大学生らが神戸でエイズ・エンド開く　映画鑑賞、シンポも	啓発	同性愛
1994	5月13日	”先生は同性愛者”　大阪・高校国語教師の平野広朗さん	公表	同性愛
1994	5月29日	見つめ合う男・女　米の大学に同性愛カップル像	その他	同性愛
1994	7月28日	10代後半の男性へ「型破り」な人生教本　中野区が編集	啓発	同性愛
1994	8月9日	同性愛を性非行と教えないで　国際団体が教師指導書の使用中止	差別との指摘	同性愛
1994	11月1日	ゲイに取り組んだ高校生（語り合うページ）	・活動テーマ ・学校教育	同性愛
1994	11月4日	ゲイに取り組んだ高校生・ビデオの反響（語り合うページ）	活動テーマ	同性愛
1994	11月24日	抗議受け、同性愛の記述削除　文部省の教師用指導書から	差別との指摘	同性愛
1994	12月2日	ＨＩＶ感染、ラジオ通じ公表　同性愛の大学生　ＪＲ博多駅	公表	同性愛
1994	12月15日	家族・同性愛を”私映画”に　国際学生映画祭で大賞	活動テーマ	同性愛
1995	2月19日	「同性愛」通し人間の愛を研究　東宇治高生が発表会	活動テーマ	同性愛

1995	6月25日	「同性愛者をもっと知って」岡大でブレニマンさん迎え講演会	啓発	同性愛
1995	11月17日	課題の粗筋「同性愛を嫌悪」、対象外に　NHK中学生英語コンテスト	差別との指摘	同性愛
1995	11月27日	笹野みちるさん招き同性愛を討議「京大十一月祭」	啓発	同性愛
1996	5月27日	求む！！知識と経験　サマーセミナーの講師を募集	講座	同性愛
1996	7月11日	同性愛ってなあに？あす徳山の中学校で講演会	啓発	同性愛
1996	7月20日	差別・偏見はおかしい　公立中学校、カップル招き同性愛”授業”	啓発	同性愛
1997	4月4日	「レズビアン」迎え講演　新入生が学ぶ　四国学院大	啓発	同性愛
1997	7月8日	性教育通じ人権を語る　北沢杏子さん　宮崎東高校で講演	講座	同性愛
1997	9月29日	「臨床人間学」講座静かな人気　筑波大医学専門学郡庄司教授	講座	同性愛
1998	4月11日	先生はレズビアン―米で女性教師が名乗り出る	公表	同性愛
1998	7月24日	池田久美子さん　レズビアン宣言をした高校教師（ひと）	公表	同性愛
1998	9月2日	間違った体(女←→男　越境する人々　性同一性障害の実像上)	事例	性同一性障害
1998	9月15日	性教育授業を公開　天理市立前栽小3年（教室から）	・学校教育 ・啓発	同性愛
1998	11月24日	中・高校生の「愛」君和田和―（日々の風）	実態調査	同性愛
1999	1月21日	愛の授業　好きになったのは同性　試み、教研集会で報告へ	学校教育	同性愛
1999	2月1日	同性愛授業で思春期、悩む子いるから…中高の取り組み拡大中	学校教育	同性愛
1999	4月13日	キリスト教教育研究会　東京・渋谷の青山学院大総研ビル	啓発	同性愛
1999	5月8日	ぼくの悲しみ、フィルムに焼き付けた　映画学校生が卒業制作作品	公表	同性愛
1999	5月16日	先生のゲイ宣言	公表	同性愛
1999	6月28日	人権への理解育てたい　群大生らサークル結成	活動テーマ	同性愛
1999	10月26日	同性愛者らの親の会設立へ	活動	性的マイノリティ、同性愛者
1999	11月19日	男女共生など助言　辰野町で高校生国際文化セミナー	啓発	同性愛
2000	1月26日	悩み、模索し、発言した　教研集会参加者らに聞く	教員の研修	同性愛
2000	4月19日	大阪市が講座「『私』をかざる、ということ」	講座	同性愛
2000	7月17日	「同性愛」者の人権揺れる　東京都の人権指針骨子から削除	政治	性的マイノリティ、同性愛者、性同一性障害者
2000	12月6日	「エイズの正しい知識を」モデル校での鏡中で集会	啓発	同性愛
2001	2月1日	親と生徒へ性の講演会	啓発	同性愛
2001	3月5日	セクハラ・児童虐待などテーマ多様に　部落問題・人権事典（大阪）	啓発	性的マイノリティ
2001	4月19日	同性愛は個性「告白者」ら招き三重大が講座	講座	同性愛
2001	8月2日	正しい性知識を知って　医師が10・20代を対象に本出版	啓発	同性愛

2001	8月25日	性同一性障害めぐり、医療通じ「性」考える　岡山大で講演会	啓発	性同一性障害
2002	1月6日	ジュンペイ　いつの日か性転換手術（再生にかける4）	事例	性同一性障害
2002	2月13日	同性愛・国籍・障害、「違い」は「力」　羽衣学園高で交流会	活動テーマ	同性愛
2002	3月12日	松原の高校生が手作り講座　講師招き9回、きょう歩み報告	学校教育	性同一性障害
2002	3月19日	ヘドウィグ・アンド・アングリーインチ(シネマ)【大阪】	映画	性的マイノリティ、性同一性障害
2002	4月10日	深まる孤独（高校生の彼　性同一性障害1）	学校教育	性同一性障害
2002	8月9日	「人間と性」、夏季セミナー、広島市南区で	教員の研修	同性愛
2002	10月25日	「性の多様性」を皆で語り合おう　三重大祭で来月シンポ	啓発	性同一性障害
2002	12月22日	性同一性障害をテーマに筑紫丘、きょう出演　九州高校演劇	学校教育	性同一性障害
2003	5月3日	性同一性障害、考える上演会	・映画 ・活動	性的マイノリティ
2003	5月5日	同性愛、授業で深く　性の形人それぞれ　教科書に記述も	学校教育	同性愛
2003	5月11日	同性愛、授業のテーマに―高校や小学校で多様性や人権考える	学校教育	同性愛
2003	5月13日	「性の分類に精神面も」性同一性障害者が抗議　鳥取大	啓発	性同一性障害
2003	5月21日	「性の多様性」の講義が本に　三重大で昨年度講義	学校教育	性の少数派、性同一性障害、半陰陽
2003	7月24日	「性的な少数者を気遣う教育を」札幌で講演会	啓発	性的な少数者、同性愛、性同一性障害
2003	7月29日	性的少数者専門高校、ＮＹで全米初開設へ	学校教育	性的少数者、同性愛者や性同一性障害者
2003	8月10日	芽吹くジェンダー法学　法科大学院、各校で講座開講へ	学校教育	性的マイノリティ
2004	9月10日	発達障害超えて交流　若者の講座、開催　愛知県立大	講座	性同一性障害
2004	11月18日	人権テーマに藤村梨沙さん語る　鳥取大の公開授業で	啓発	性的マイノリティ
2004	11月18日	人権テーマに藤村梨沙さん語る　鳥取大の公開授業で	啓発	性同一性障害
2005	3月19日	少数者と住居　同性カップルの同居認めよ（私の視点）	法律	性同一性障害、同性愛
2005	5月11日	（声）あるべき自分、胸はり堂々と	事例	性的マイノリティ、性同一性障害
2005	6月10日	厳しい要件、募る不満　性同一性障害法、施行1年シンポ（大阪）	法律	性同一性障害、同性愛
2005	8月2日	申請書の性別記入欄廃止	法律	性的マイノリティ、性同一性障害
2005	9月1日	映画「愛についてのキンゼイ・レポート」性的少数派に救い、性科学と性道徳考える資料	映画	同性愛者
2005	10月8日	「性的指向の多様性知って」理解求め映画祭	映画	性的マイノリティ
2005	11月21日	「そっとつながろう」パレード―立命大の学生組織	啓発	性同一性障害

2006	2月15日	「同性愛」悩み目を引く―高2対象県の調査「性同一性障害」も	実態調査	同性愛、性同一性障害
2006	5月19日	女児として通学―「性同一性障害」小2男児　兵庫・公立小	学校対応	性同一性障害
2006	9月2日	多様な性認め合おう	啓発	性的マイノリティ、同性愛、トランスジェンダー
2006	10月28日	多様な性囲む輪―家族・友人悩み共有「つなぐ会」	活動	性的少数者、LGBT
2006	11月10日	北星学園余市高の教育相談会　悩む親心開く場―運営支える生徒らの父母	学校対応	性同一性障害
2007	2月15日	「自分はフミノ　それだけ」―杉山文野さん　性同一性障害と向き合って	事例	性同一性障害
2007	5月15日	同性愛公表の尾辻氏公認へ	政治	性的マイノリティ、同性愛
2007	6月16日	女性としての日々生き生きと―ニューハーフのママ	事例	性同一性障害
2007	7月30日	同性愛者尾辻氏「公認自体が進歩」	政治	性的マイノリティ、同性愛
2007	9月26日	性を超えて　信じる、わが子だから	事例	性同一性障害
2007	9月28日	地域・家庭で考える「性」	性教育	性的マイノリティ
2008	1月15日	性同一性障害　受診者7割「自殺考えた」―岡大院・中塚教授ら調査	実態調査	性同一性障害
2008	4月18日	ＧＩＤ学ぶ研修　大田市に求める―上田さんが要望書	教員の研修	性同一性障害
2008	7月19日	「第三の性」に公的支援―インド南部の州「アラバニ」15万人	事例	性同一性障害
2009	6月12日	大学　映画館で初の公開講座―活性化願い長野で明日	講座	同性愛
2009	7月17日	「性的少数者　働きやすい職場を」自治労	法律	性的マイノリティ、性同一性障害
2009	9月20日	性同一性障害を乗り越えて	事例	性同一性障害
2009	10月5日	同性愛テーマに映画祭	映画	性的マイノリティ、同性愛者、性同一性障害
2009	10月30日	東北学院大で「オータムセミナー」―市民が講師　学生学ぶ	講座	同性愛
2009	12月3日	「女性」性主張、少しずつ	事例	性的マイノリティ
2009	12月7日	私を読んで理解して―同性愛者・全盲の人…「本」に変身	啓発	同性愛
2010	2月13日	2学期から「女児」―性同一性障害の子に配慮　埼玉・公立小	学校対応	性同一性障害
2010	2月13日	性同一性障害相談　低年齢児童から増　当事者団体	学校対応	性同一性障害
2010	2月26日	「子どもから相談」10件超―性同一性障害　公立校で実態調査	実態調査	性同一性障害
2010	3月8日	中1女子に男子制服認める　親・学校の理解後押し	学校対応	性同一性障害
2010	3月27日	「公の場で」大きな自信	学校対応	性同一性障害
2010	4月20日	性的マイノリティの問題「積極的取り組みを」	調査	性的マイノリティ、性同一性障害、同性愛者

2010	4月21日	性同一性障害などセクシュアル・マイノリティ支援に―教職員用冊子作成　奈良教組など	学校教育	セクシュアル・マイノリティ、性同一性障害
2010	5月17日	「性的少数者を正しく理解する週間」の実行委代表石川大我さん	事例	性同一性障害、同性愛
2010	5月19日	性の多様性理解　当事者呼びかけ　大学生ら9人	啓発	性同一性障害
2010	7月4日	「性的な少数者を気遣う教育を」札幌で講演会	啓発	性同一性障害
2010	8月23日	性同一性障害　教育どう対応　大阪セミナー	教員の研修	性同一性障害
2010	9月15日	「性てんかん」黒板に書いた	事例	性同一性障害
2010	11月21日	「宗教と暴力」最新事例紹介―同志社大で研究者	啓発	同性愛
2010	11月25日	マイノリティと対話の場―経験を「本」として貸し出します	啓発	同性愛
2010	12月1日	子どもの笑顔　みんなで守る　体験聞き偏見なくす	啓発	性同一性障害
2011	1月20日	小6男児に抗ホルモン剤　性同一性障害の治療　大阪医科大	医療的措置	性同一性障害
2011	6月15日	エイズへの関心「講座で高めて」	啓発	性同一性障害
2011	7月27日	性同一性障害って？ドラマ風ＤＶＤに　市民団体と県、3部作制作へ	啓発	性同一性障害
2011	11月16日	小中高は男子校で「紅一点」	事例	性同一性障害
2012	1月30日	心と体の性別不一致、どう向き合う　偏見なくす取組報告　教研修会	教員の研修	性同一性障害
2012	2月24日	性的少数者の報道	実態	性的少数者、LGBT
2012	3月12日	性同一性障害者に関心を	事例	性同一性障害
2012	3月18日	メークや下着講習会	その他	性同一性障害
2012	4月29日	「本当の私」向き合う	事例	性的マイノリティ、性同一性障害
2012	5月18日	多様な性、あり方考える	活動	性的マイノリティ、同性愛、性同一性障害
2012	5月20日	「多様な性」理解して	活動	性的マイノリティ、同性愛、性同一性障害
2012	6月20日	性のドラマ響け心に―大学生が体験をラジオ脚本	活動テーマ	同性愛
2012	7月28日	同性愛者への理解を―県立大で公開授業	啓発	同性愛
2012	8月24日	ありのままの自分を生きたい	事例	性的マイノリティ、LGBT
2012	9月13日	女性同士で挙式「これが自然な姿」	事例	LGBT、少数派
2012	9月15日	同性愛など題材　国際映画祭開幕	映画	性的マイノリティ、同性愛者
2012	10月10日	松山の性的少数者支援団体に助成	活動	性的マイノリティ、同性愛者
2012	10月11日	市民の社会提案活動を支えるSJF(ソーシャルジャスティス基金)	活動	性的マイノリティ、同性愛者

2012	10 月 22 日	「差別の現状変えて」町田市民に性同一性配慮の保険証交付	政治	性同一性障害
2012	12 月 6 日	排除せず想像力持って	事例	性的マイノリティ、同性愛者

註
1.1990 年 1 月から 2012 年 12 月 18 日の記事になる。
2.「性的マイノリティの種類」の「同性愛」「性同一性障害」の記事は、学校教育や子どもに関わる内容を対象にした。「性的マイノリティ」は内容に関わらず対象にした。
3.「性的マイノリティの種類」の語句は、新聞記事に現れる語句である。

資料 2　分析対象とした教科書一覧

①2002 年検定済
「家庭基礎」
・武藤八恵子ほか 23 名『家庭基礎―気づく・追求する・行動する』教育図書
・宮本みち子ほか 41 名『家庭基礎―自分らしい生き方とパートナーシップ』実教出版

「家庭総合」
・宮本みち子ほか 42 名『家庭総合―自分らしい生き方とパートナーシップ』実教出版

②2006 年検定済
「家庭基礎」
・金田利子ほか 30 名『家庭基礎―明日の生活を築く―』開隆堂
・櫻井純子ほか 35 名『新家庭基礎―ともに生きる、くらしをつくる』教育図書
・武藤八恵子ほか 34 名『家庭基礎―出会う・かかわる・行動する』教育図書
・宮本みち子ほか 32 名『新家庭基礎―未来へつなぐパートナーシップ』実教出版
・春日寛ほか 48 名『新家庭基礎 21』実教出版
・中間美砂子ほか 48 名『新家庭基礎―生活の創造をめざして』大修館
・中間美砂子ほか 29 名『明日を拓く高校家庭基礎』大修館
・香川芳子ほか 23 名『高等学校改訂版家庭基礎―自分らしく生きる』第一学習社
・牧野カツコほか 16 名『家庭基礎―自立・共生・創造』東京書籍

「家庭総合」
・金田利子ほか 31 名『家庭総合―明日の生活を築く―』開隆堂
・櫻井純子ほか 40 名『新家庭総合―ともに生きる、くらしをつくる』教育図書
・武藤八恵子ほか 36 名『家庭総合―出会う・かかわる・行動する』教育図書
・宮本みち子ほか 40 名『新家庭総合―未来をひらく生き方とパートナーシップ』実教出版
・春日寛ほか 41 名『新家庭総合 21』実教出版
・中間美砂子ほか 48 名『新家庭総合―生活の創造をめざして』大修館
・中間美砂子ほか 29 名『明日を拓く高校家庭総合』大修館

・香川芳子ほか 23 名『高等学校改訂版　家庭総合―生活に豊かさを求めて』第一学習社
・牧野カツコほか 17 名『家庭総合―自立・共生・創造』東京書籍

③2012 年検定済

「家庭基礎」

・『家庭基礎』（見本本）開隆堂
・小澤紀美子ほかほか 35 名『家庭基礎―ともに生きる明日をつくる』教育図書
・小澤紀美子ほか 35 名『最新家庭基礎―生活を科学する』教育図書
・横山哲夫ほか 48 名『家庭基礎 21』実教出版
・宮本みち子ほか 29 名『図説家庭基礎』実教出版
・宮本みち子ほか 32 名『家庭基礎―パートナーシップでつくる未来』実教出版
・佐藤文子ほか 49 名『未来を拓く高校家庭基礎』大修館
・佐藤文子ほか 49 名『家庭基礎―豊かな生活をともにつくる』大修館
・香川芳子ほか 17 名『高等学校家庭基礎―ともに生きる・未来をつくる』第一学習社
・『家庭基礎』（見本本）東京書籍

「家庭総合」

・『家庭総合』（見本本）開隆堂
・大竹美登利、鶴田敦子ほか 59 名『家庭総合―明日の生活を築く』開隆堂
・小澤紀美子ほか 37 名『家庭総合―ともに生きる明日をつくる』教育図書
・宮本みち子ほか 33 名『家庭総合―パートナーシップでつくる未来』実教出版
・佐藤文子ほか 49 名『家庭総合―豊かな生活をともにつくる』大修館
・香川芳子ほか 17 名『高等学校家庭総合―ともに生きる・未来をつくる』第一学習社
・牧野カツコ、河野公子ほか 18 名『家庭総合―自立・共生・創造』東京書籍

【付記】

検定済教科書の閲覧に際して、静岡県総合教育センターと教科書図書館にお世話になりました。特に、静岡県総合教育センター・教育資料班の山口様には閲覧に際し、ご配慮をいただきました。心よりお礼を申し上げます。